

第 11 号議案

小城市スポーツ推進計画の策定に伴う諮問について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 6 月 29 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

スポーツ基本法第 10 条第 1 項及び小城市スポーツ推進審議会条例第 2 条の規定により、小城市スポーツ審議会へ小城市スポーツ推進計画の策定に伴う諮問を行うため提出する。

小 教 生 体 第 号
平成 27 年 月 日

小城市スポーツ推進審議会 委員長 様

小城市教育委員会

小城市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

スポーツ基本法第 10 条第 1 項及び小城市スポーツ審議会条例第 2 条の規定により、小城市の実情に即したスポーツの推進に関する計画「小城市スポーツ推進計画の策定」について、貴審議会の意見を求めます。